



お知らせ

母子家庭自立支援 給付金をご利用ください

本庁少子化対策課

母子家庭の母の就業をより効果的に促進するため、次の2つの事業を実施しています。

①自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母で、指定した職業能力開発のための講座を受講する人に対して、受講終了後に費用の一部を支給します。

なお、10月1日(月)以降に開講する講座を受講する場合、給付金の支給割合が変わります。

【対象者】

- 伊賀市内に住所があり、次のすべての要件を満たす母子家庭の母
- 児童扶養手当の受給者あるいは同様の所得水準の方
- 受講開始日に雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない方
- 当該教育訓練が適職につくため必要であると認められる方

【対象講座】

- 雇用保険制度の指定教育訓練講座

- 国の指定する就業に結びつ

く可能性の高い講座

【支給額】

- 9月30日(日)までに開講する講座を受講する場合

受講終了後に本人が支払った費用の40%(8千円~20万円)
10月1日(月)以降に開講する講座を受講する場合

受講終了後に本人が支払った費用の20%(4千円~10万円)

②高等技能訓練促進費事業

母子家庭の母が就職の際に有利であり、かつ生活の安定に役立つ資格の取得を促進するため、対象資格に係る養成機関で修業する場合、一定期間費用を支給します。

【対象者】

- 伊賀市内に住所があり、次のすべての要件を満たす母子家庭の母
- 児童扶養手当の受給者あるいは同様の所得水準の方
- 養成機関で2年以上の教育課程を修業し、対象資格の習得が見込まれる方

【支給額】

修業期間の最後の3分の1に相当する期間(月額10万3000円で12カ月上限)

【注意事項】

いずれも受講開始までに、事前相談を必要と

します。

【申込先・問い合わせ】

本庁少子化対策課
☎22・9654

各支所健康福祉課

日本脳炎

予防接種について

本庁健康推進室

平成17年5月から日本脳炎ワクチンとADEM(急性散在性脳脊髄炎)の因果関係が否定できないことから、日本脳炎ワクチンの予防接種は現在見合わせ中です。しかし、日本脳炎ウイルスを保有する豚が西日本を中心に確認されています。そこで、接種対象者を現在の小学校4年生から9歳以上13歳未満の児童に変更しました。

日本脳炎予防接種の要望があり、同意書がある場合は接種することができまますので、かかりつけの医療機関にご相談ください。

【日本脳炎ワクチン

予防接種対象者】

- I期…生後36カ月~90カ月未満児
- II期…9歳以上13歳未満の児童

*対象年齢を過ぎると、日本



脳炎予防接種が再開しても、公費負担では接種できなくなりますのでご注意ください。

【問い合わせ】

本庁健康推進室
☎22・9653

ご存知ですか?

市の福祉手当 介護用品給付事業

本庁高齢障害課

★市の福祉手当★

◆寝たきり高齢者等福祉手当

在宅で次のいずれかの状態が6カ月以上継続している65歳以上の高齢者に対し、福祉の増進を図ることを目的として支給します。

【対象者】

- 介護保険で要介護4または要介護5と認定された方
- 自立した生活が困難な重度の認知症の方

【支給額】

月額3000円
※ただし、次に該当するときは支給されません。

①特別障害者手当または経過的福祉手当(いずれも国手当)の受給資格があるとき

②病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき

◆重度障害者福祉手当

在宅で次のいずれかの手帳を持ち、常時床に付いている状態または外出困難な状態で、家族などほかの者の介護を必要とする20歳以上の障がいのある人に対し、福祉の増進を図ることを目的として支給します。

【対象者】

- 身体障害者手帳1~3級
- 療育手帳A1(最重度)、A2(重度)またはB1(中度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級

【支給額】

月額3000円
※ただし、次に該当するときは支給されません。

①特別障害者手当、経過的福祉手当(いずれも国手当)または寝たきり高齢者等福祉手当の受給資格があるとき

②病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき

◆重度障害児福祉手当

3歳以上20歳未満で、次のいずれかの手帳を持っている児童に対し、福祉の増進を図ることを目的として支給します。

【対象者】

- 身体障害者手帳1~3級
- 療育手帳A1(最重度)、A2(重度)またはB1(中度)
- 精神障害者保健福祉手帳1級



はじめまして

=伊賀市国際交流員の紹介=

サミュエル・アネスリーです

初めまして。サミュエル・アネスリーと申します。ダニエル・ドラモンドさんの後任で、8月1日から伊賀市の国際交流員として市役所の文化国際課で仕事をさせていただくことになりました。この場をお借りして、皆さんに私のことを少し紹介させていただきたいと思っております。

私はイギリスの北アイルランドという地方出身ですが、18才の頃から地元を離れ、世界中の色々な国へ行ってきました。でも、やはり自分の地元を勝る場所はないと感じました。アイルランド島はそれほど大きくはありませんが、とてもきれいで、大自然に恵まれているところなんです。心の温かい人々もたくさんいて、世界で一番親しみやすい国だと思います。

田舎育ちで、小さい頃はいつも兄弟と家のすぐ近くにある草原で馬と遊びました。小学校へ行くためには毎日近くの村まで歩かなければなりませんでしたし、中学校、高校のころはバスに乗って、1番近い町まで行かなければなりませんでした。たぶん幼いころの影響かも知れませんが、主な趣味は乗馬、ハイキングなどの屋外的なものです。18才になったらそのまま大学へ進むより、ほかの国々を訪れてみたいと思って、1年休学して日本やイスラエルを見てきました。その後はイギリスに帰って、ケンブリッジ大学の東洋学部で日本文化を専攻しました。その大学の4年の間には、大学の組織などで中国やモンゴルへ行く機会や、

また大学の一つの条件として1年間は日本で滞在しなければなりませんでしたので、2004年9月から2005年10月にかけて伊勢市の皇学館大学に留学して、神道学科に入っていました。そのおかげで、天皇皇后両陛下と皇居でお会いする機会もあって、これは一生の思い出です。

伊勢市に住んだ時に、松尾芭蕉や忍者を生み出した同県にある素晴らしい町のことについて耳にしましたので、2004年の11月には伊賀市に観光で来たことがあります。とても気に入ったので2005年にも遊びに来ました。伊賀市の人達とはそのときに接していませんでしたが、雰囲気がとてもいいと感じたから、国際交流員として伊賀市に配属されることが決まった時は大喜びでした。

去年の7月に大学を卒業した後、言語教師として南米のコロンビアで6カ月ほど勤めていて、英語や簡単な日本語をコロンビア人に教えました。その後はヨーロッパへ戻り、6月までドイツで翻訳者として働きました。旅行をすることに興味があるので、今からまずは伊賀市、そして三重県それから日本全国へ行ってみようと思います。何よりも伊賀市の皆さんと会って、さまざまな国際交流活動を実現したいと思っています。数カ国に住むチャンスがあったから、母国だけではなく、色々な国の文化などについて皆さんに紹介したいと思っています。伊賀市に来たばかりなので分からないことが多いのですが、もしご希望のイベントがありましたらぜひご意見をお寄せください。皆さんと一緒に、国際的なイベントを楽しみましょう！よろしくお願ひします。



【支給額】 月額5000円
※ただし、障害児福祉手当(国
手当)の支給資格があるときは
支給されません。

【支給月】 3手当ても年2回
(4月、10月)

【受給の請求】 これらの手当
は、本人または扶養義務者か
らの請求により支給されます
が、認定については本人の障
がいの状態や介護の状況につ
いて審査を行うなどの規定が
あります。

【現況届】 現在、寝たきり高
齢者等福祉手当または重度障
害者福祉手当を受給されてい
る方は、受給資格を確認する
ために現況届を提出すること
になっていますので、必ず提
出してください。

【提出期限】 *期限厳守
9月28日(金)

★介護用品給付事業★

在宅で、高齢者や障がいのある人が常時紙おむつなどの介護用品を使っている場合に、本人およびその家族の負担を軽減し福祉の増進を図るため、市の事業として介護用品の給付を行います。

【対象者】 次のいずれかに該当する人のうち、在宅で生活し、3カ月以上継続して常時

介護用品を使用している3歳以上の方

・介護保険で要介護3～5と認定された方

・身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体障害の程度が1・2級の方

・療育手帳をお持ちの方で、障がいの程度がAの方

・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、障がいの程度が1級の方

*ただし、病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているときは対象となりません。

【給付内容】 紙おむつ、尿取りパッド、紙パンツ、フラットタイプのおむつ、またはそれぞれの組み合わせを、月に5000円以内の現物により給付します。

【現況届】 現在、介護用品の給付を受けている方は、受給資格を確認するために現況届を提出することになっていますので、必ず提出してください。

【提出期限】 *期限厳守
9月28日(金)

【提出先・問い合わせ】

本庁高齢障害課
各支所健康福祉課
☎22・9656

